文書番号 6-2 VER. 8

環境目標の設定及び見直し要領

改 履歴	施行年月日	内容	施行年月日	内容
	平成 10 年 8 月 15 日	制定	平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 10 年 10 月 15 日	全部改訂	平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 10 年 11 月 16 日	一部改訂	令和 4 年 1 月 25 日	一部改訂
	平成 11 年 2 月 1 日	一部改訂	令和 年 月 日	
	平成 12 年 2 月 1 日	一部改訂	令和 年 月 日	

第1章 総則

第 1 条 趣旨

第 2 条 環境目標

第2章 区全体の環境目標の設定及び見直し

第3条 環境目標の設定

第4条 「エコポリス板橋」推進本部の審議

第 5 条 決定及び登録

第6条 見直し

規定 内容

付 則

板橋区環境マネジメント関係文書 文書番号 6-2 ページ 1/2

環境目標の設定及び見直し要領

第1章 総則

(趣旨)

第 1 条 ISO14001の規格の要求事項に沿った環境目標の設定及び見直しに関し 必要な事項を定める。

(環境目標)

- 第 2 条 環境目標は中・長期的な環境方針の達成点として、区行政全体に関する方向性を示したものである。
- 2 環境目標は、できるだけ数値化する。
 - 第2章 区全体の環境目標の設定及び見直し

(環境目標の設定)

- 第3条 システムの構築及び環境目標の見直しにあたり、環境管理責任者は、以下の 事項に基づき環境目標の案を作成し、実施部門を特定する。
- (1) 環境方針との整合
- (2) 環境影響評価の結果
- (3) 法的及びその他の要求事項
- (4) 環境改善に係る職員提案
- (5) 区民等の意見
- (6) 財政上の制約及び技術的な見地から見た実現の可能性
- 2 全部門に共通する環境目標(共通目標)は、環境管理責任者が環境管理事務局 と協議して設定する。
- 3 実施部門が限定される環境目標(個別目標)は、環境管理責任者が関連する実行 部門長と協議し設定する。ただし、環境保全項目の目的のうち、行政計画等に基づく ものの目標は、個々の計画に規定された目標値とする。
- 4 環境管理責任者は、環境目標の案を「エコポリス板橋」推進本部の審議にかける。

(「エコポリス板橋」推進本部の審議)

第 4 条 「エコポリス板橋」推進本部は、環境管理責任者から提出された環境目標の 案について、速やかに審議する。

(決定及び登録)

- 第5条 環境管理責任者は、「エコポリス板橋」推進本部の審議の結果を踏まえ、環境 目標を決定する。
- 2 環境管理総括者は、決定された環境目標を承認する。
- 3 環境管理事務局は、環境管理総括者が承認した環境目標をシステムに登録する。

ページ 2/2

板橋区環境マネジメント関係文書 文書番号 6-2

環境目標の設定及び見直し要領

(見直し)

- 第 6 条 環境管理総括者は、環境目標の達成の度合いや内部環境監査の結果、関係する計画の変更、社会・経済状況の変化並びに区民の意見等を考慮し、必要に応じて環境目標の見直しを行う。
- 2 前項の見直しの結果、環境管理総括者が環境目標の更新若しくは部分変更又は 新規設定が必要であると判断した場合は、環境管理責任者に見直しについて指示す る。
- 3 前項の以後の手続きについては、前3条の規定による。

(運用管理)

第7条 環境管理責任者は、環境目標を達成するために「運用管理要領(8-1)」を 定める。

付 則 この要領は、平成10年8月31日から施行する。

付 則 この要領は、平成10年10月15日から施行する。

付 則 この要領は、平成10年11月16日から施行する。

付 則 この要領は、平成11年2月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成12年2月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、令和4年1月25日から施行する。